

◎新潟県告示第907号

新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月新潟県告示第590号）の一部を次のように改正し、平成28年8月29日から実施する。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合は当該移動後号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下「削除号細目」という。）を削り、移動後号細目に対応する移動後号細目を除く。を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正後	改正前
(定義)		
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 地方局 地域振興局企画振興部、新潟地域振興局地域整備部、新潟地域振興局巻農業振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所、長岡地域振興局地域整備部と板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所を設置される固定局及びVSAT地球局をいう。	(6) 地方局 地域振興局企画振興部、新潟地域振興局巻農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所、長岡地域振興局地域整備部と板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所を設置される固定局及びVSAT地球局をいう。	(6) 地方局 地域振興局企画振興部、新潟地域振興局巻農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所、長岡地域振興局地域整備部と板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所を設置される固定局及びVSAT地球局をいう。
(7)～(13) (略)	(7)～(13) (略)	(7)～(13) (略)
(通信管理者)	(通信管理者)	(通信管理者)
第5条 (略)	第5条 (略)	第5条 (略)
2 次の各号に掲げる無線局所の通信管理者には、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。	2 次の各号に掲げる無線局所の通信管理者には、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。	2 次の各号に掲げる無線局所の通信管理者には、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 地方局 別表1に定める当該無線局の設置場所の次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める者	(2) 地方局 別表1に定める当該無線局の設置場所の次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める者	(2) 地方局 別表1に定める当該無線局の設置場所の次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める者
ア (略)	ア (略)	ア (略)
イ <u>新潟地域振興局地域整備部</u>	イ <u>新潟地域振興局地域整備部</u>	イ (略)
立 (略)	立 (略)	立 <u>新潟地域振興局新津農業振興部</u>
		立 <u>新潟地域振興局新津農業振興部長</u>

エ〜キ (略)
(3)〜(10) (略)

3 (略)

別表 1 (第 3 条関係)

1・2 (略)

3 地方局

(1) 下越ブロック

無線局所の 種別	呼出名称	設置場所
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	" 新潟地域振興局地域整備部
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	" " 企画振興部
(略)	(略)	(略)

(2)〜(4) (略)

4〜6 (略)

エ〜キ (略)
(3)〜(10) (略)

3 (略)

別表 1 (第 3 条関係)

1・2 (略)

3 地方局

(1) 下越ブロック

無線局所の 種別	呼出名称	設置場所
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	" 新潟地域振興局企画振興部
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	" " 新津農業振興部
(略)	(略)	(略)

(2)〜(4) (略)

4〜6 (略)